

循環型社会の推進に向けた熊本県による リサイクル製品の利用促進及び補助制度について

熊本県では、環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るため、県内の産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用等を促進し、廃棄物排出抑制につながる研究及び技術開発等の補助対象経費の一部を助成してきました。

また、平成30年度（2018年度）からは、品質、環境安全性の基準に適合した県内産リサイクル製品を県が認証、利用促進を行う制度を開始し、初年度は6製品を認証製品として認証しました。

これらの制度について、より効果的なものとなるよう、平成31年度（2019年度）から対象等を拡大します。

制度の拡大内容について

【熊本県産業廃棄物排出抑制支援事業】

○補助対象の拡大

産業廃棄物3R、環境保全、製品開発などの排出量抑制に関する研究・技術開発に助成



廃プラスチックの処理等を行う先進性の高いリサイクル施設（技術的な先進性だけでなく、県内で普及していない施設も含む。）の整備を追加

○補助割合

1/2（補助上限300万円）



1/2（補助上限2,000万円）

【熊本県リサイクル製品認証制度】

○認証品目の追加

認証品目：10品目



12品目

「プラスチック製品」

「廃石膏を使用した製品」を追加

募集期間など詳細は、随時ホームページへ掲載していきます。

（下記アドレスは平成30年度（2018年度）の内容となっています。）

- ・熊本県産業廃棄物排出抑制支援事業

(http://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_23615.html)

- ・熊本県リサイクル製品認証制度

(http://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_23065.html)



【問合せ先】

環境生活部環境局循環社会推進課
資源循環推進班

TEL：096-333-2278（直通）